

中京区役所会議室使用要綱

（目的）

第1条 この要綱は、中京区内で活動する団体等が、中京区役所の会議室を地域の福祉、文化の向上等を図ることを目的とした会議の場として使用するための必要な手続きを定めるものとする。

（使用許可の申請）

第2条 会議室及びその附属施設、備品等を使用する団体等の責任者（以下「申請者」という。）は、中京区長（以下「区長」という。）が定める中京区役所会議室使用許可申請書（様式1）（以下「会議室使用許可申請書」という。）により区長に申請しなければならない。

- 2 使用許可を受けた後に、使用目的その他の許可申請内容に変更が生じた時は、直ちにその旨を区長に申し出て、許可を受けなければならない。
- 3 会議室の使用許可申請において、区が事業を行う場合にあっては、その申請を受け付けない。
- 4 会議室を使用するにあたり、同一申請者による使用は、1箇月に5回を上限とする。

（使用許可）

第3条 区長は会議室の使用を許可したときは、中京区役所会議室使用許可書（様式2）（以下「会議室使用許可書」という。）を申請者に交付する。

- 2 許可を受けて会議室を使用する者（以下「使用者」という。）は、会議室使用許可書を区役所職員に提出し、確認を受けてから使用しなければならない。
- 3 前項に定める使用許可を受けて会議室を使用している場合であっても、区役所職員がその会議室に入室することを妨げてはならない。

（使用の取消）

第4条 使用許可書の交付を受けた後に、使用しなくなったときは、直ちにその旨を区長に申し出て、取消しの手続きを行わなければならない。

（使用の不許可）

第5条 次の各号の一に該当するときは、区長はその使用を許可しない。

- （1）区の業務の遂行に支障があるとき。
- （2）庁舎の管理上支障があるとき。
- （3）公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。

- (4) 政治活動に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (6) 営利活動、その他特定の人又は団体の利益に供するおそれがあるとき。
- (7) 会費、入場料等の金銭を徴収するとき。
- (8) その他区長が不適當と認めるとき。

(使用許可の取消)

第6条 次の各号の一に該当するときは、区長は使用の許可を取り消す。

- (1) 会議室使用許可申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) この要綱に定める事項、又は使用許可時の注意事項に違反したとき。
- (3) 災害その他の不可抗力により会議室の使用ができなくなったとき。
- (4) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団の活動に利用されると認められるとき。
- (5) その他公用又は管理上の都合により、区長が特に必要と認めたとき。

2 前項の措置によって損害が生じることがあっても、区長及び本市はその責を負わない。

(使用者の管理義務及び禁止行為)

第7条 使用者は次の各号に定める行為をしてはならないほか、会議室を管理者の注意をもって管理するとともに、その使用後は、使用許可時の注意事項に従って措置しなければならない。

- (1) 会議室での飲食及び喫煙行為（ただし、会議に伴う湯茶は可）
- (2) 会議室外に響くような大きい音を出す行為
- (3) その他区長が不適當と認める行為

(地位の譲渡の禁止)

第8条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、会議室、その附属施設又は備品等を破損するなど、本市に損害を与えたときは、直ちにその旨を区長に申し出て、その損害を賠償しなければならない。

(申込期間)

第10条 会議室使用許可申請書の受付は、その使用しようとする日の14日前からとする。

(使用時間等)

第 1 1 条 会議室を使用することができる時間は、別表に定めることとする。

2 会議室は、毎年 1 2 月 2 7 日から翌年 1 月 5 日までの間、土曜日、日曜日、祝日及び公職選挙法に基づく選挙の告示日から開票日の翌日までの間は使用できないものとする。

(原状回復)

第 1 2 条 使用者は、施設の使用を終了し、又は使用許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復しなければならない。

(その他)

第 1 3 条 前各条に定めのない事項、その他会議室の使用に関して必要な事項は区長が別に定める。

附則 この要綱は昭和 5 9 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この要綱は平成元年 7 月 1 日から実施する。

附則 この要綱は平成 4 年 1 1 月 1 日から実施する。

附則 この要綱は平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この要綱は平成 1 9 年 3 月 1 日から実施する。

附則 この要綱は平成 2 5 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この要綱は平成 3 0 年 9 月 1 日から実施する。

附則 この要綱は令和 4 年 7 月 1 日から実施する。

附則 この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

別表

月 曜 日 ～ 金 曜 日		
午 前	午 後	夜 間
午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで